

○市営住宅の増築、模様替等取扱要綱

(昭和60年4月1日施行)

改正 平成9年4月1日

(趣旨)

第1条 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第27条第4項ただし書並びに新潟市営住宅条例(平成9年新潟市条例第15号)第30条第2項の規定に基づく増築、模様替の取扱いについて定める。

(増築の対象住宅)

第2条 増築の対象となる住宅は、木造住宅、簡易耐火住宅(平家、2階建)とする。ただし、防火準防火地区の住宅は除く。

(増築の基準)

第3条 居室の増築は、別表の基準に適合する場合及び長期療養者など特別の事情がある場合で、特にその必要があると認められる場合に限る。

(増築許容面積)

第4条 増築許容面積は、9.9㎡を限度とする。

(増築の条件)

第5条 増築をする際には、母屋を損傷することなく、容易に撤去できる構造のもので、採光や避難のための窓を設置するものとする。

(模様替の対象)

第6条 模様替の対象は全住宅とする。

(模様替の範囲)

第7条 模様替の範囲は、吊戸棚の取付け、電話線、チャイムの引込み、冷暖房機の給排気筒の取付け、電気容量の変更、水道コック、ガスコックの新設等とする。

(退去の際の現状回復)

第8条 増築、模様替を行った入居者が退去する時は、増築物、模様替を撤去し、現状に

回復すること。

(適用除外)

第9条 公営住宅法、新潟市営住宅条例、同施行規則、その他関係諸規定に違反する者には、原則として増築、模様替は許可しない。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

別表

現在入居している住宅の規模が次の各号に掲げる条件に満たない場合	<ol style="list-style-type: none">1. 夫婦（いずれか一方が欠けた場合を含む。）の独立の寝室を確保する。ただし、満5歳以下の子供（就学前児童）1人は、同室とする。2. 満6歳以上17歳以下の子供（小学生から高校生まで）については、夫婦と別の寝室を確保すること。ただし、1室2人までとし、満12歳以上の子供（中学生以上）については、性別就寝とする。3. 満18歳以上の者については、個室を確保する。
---------------------------------	---